

(案)

資料3-3

中教審第 号
令和元年8月 日

文部科学大臣 柴 山 昌 彦 殿

中央教育審議会会長
渡 邊 光 一 郎

大学院設置基準の一部改正について（答申）

令和元年8月9日付け元文科高第307号で諮問のありました標記の件
については、これを適当と認めます。